○島田市総合評価競争入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の２第１項及び第２項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、市長が適当と認めるものとする。

(1) 入札者が提示する性能、機能、技術等（以下「提示性能等」という。）を採用することによって、建設工事に係る総合的な経費の額（当該建設工事の施工に伴って市が支出を要する一切の経費の額及び市の収入に生じる一切の減額並びに当該建設工事の目的物に係る維持更新費等の一切のライフサイクルコストの総額をいう。）に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(2) 提示性能等を採用することによって、当該建設工事の目的物の品質、初期性能の持続性、強度、安定性等に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(3) 環境の保全、交通の確保、安全への配慮、省資源化、リサイクルの推進等の特別な対策を要する建設工事であって、提示性能等を採用することによって、当該対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(4) 前３号に掲げるもののほか、入札者の技術力、実績等を総合的に評価することにより、価格のみによる競争の場合に比して、市に有利になると認められるもの

（落札者決定基準）

第３条　市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の２第３項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定するものとする。

２　落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

３　前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を定めるものとする。

(1) 提示性能等の評価に係る評価項目

(2) 評価項目ごとの評価基準

(3) 得点配分

４　第２項の入札の評価に関する基準は、入札の評価について、前項第１号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値をもって行うことができるよう作成するものとする。

（落札者決定基準を定める際の手続）
第４条　市長は、前条第１項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、落札者決定基準の案について、島田市入札参加者等審査委員会規程（平成17年5月5日訓令甲第33号）に基づく島田市入札参加者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。
２　市長は、総合評価競争入札の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の４の規定により、２人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。
３　市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて落札者決定基準を策定しようとするときは、審査委員会において決定する。
（入札の公告）
第５条　市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の６、島田市財務規則（平成17年５月５日規則第35号）第176条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。
(1) 総合評価競争入札の方法による旨
(2) 総合評価競争入札に参加するための要件
(3) 落札者決定基準
(4) 提示性能等の取扱いに関する事項
(5) 提示性能等の担保に関する事項
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
（提示性能等の提出及び審査）
第６条　市長は、総合評価競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提案性能等の提出を求めるものとする。
２　前項の規定により提示性能等の提出があったときは、市長は、これを検討の上、その採否について、審査委員会の審査に付すものとする。
３　市長は、前項の規定による提示性能等の検討に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。
４　市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて、提示性能等の採否及び当該提示性能等に係る入札参加者の必要な資格の有無について、審査委員会の審議に付するものとする。
５　市長は、前項の規定による審査委員会の審議があったときは、提示性能等の採否を決定し、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて通知するものとする。この場合において、提示性能等を不採用としたときは、その理由を記載するものとする。
（提示性能等の不採用に関する説明等）
第７条　前条第５項の規定により提示性能等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により市長に対し説明を求めることができる。
（入札）

第８条　入札は、第６条第５項の規定により提示性能等の採用の決定を受けた入札参加者を参加者として行う。

（落札者の決定）

第９条　市長は、前条の規定により入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の２第２項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

(1)　その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2)　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるとき。

２　前項の規定による落札者となるべき者が２人以上あるときは、くじにより落札者を定める。この場合において、落札者となるべき者のうち出席しない者があるときは、入札事務に関係のない市職員をこれに代わらせるものとする。

３　市長は、第４条第２項に規定する意見聴取において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとし、必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

（情報の公表）

第10条　市長は、前条第１項及び第２項前段の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(2) 各入札者の入札価格

(3) 各入札参加者の入札の評価の状況

（審査委員会の議決）

第11条　審査委員会の委員長が、審議において軽微な事項又は緊急を要する事項と決めたときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

（雑則）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（島田市総合評価競争入札試行要領の廃止）

２　島田市総合評価競争入札試行要領（平成19年７月１日施行）は、廃止する。